ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第54号　2017/5/16

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】万博カジノ隠し作戦／解説：賭けを強制される国民／パチンコ研究(9)パチンコホールでの健康被害／競馬カネノミクス／主張：公営ギャンブルでのインターネット(スマホ)依存をなくせ！／解説：バクチと破産免責／コラム：ギャンブル依存症率データの「切り下げ工作」、消費者庁と国民生活センター　ギャンブル依存と消費者収奪に知らぬ顔！？、Graft of feign Justice（公正化利権）、ギャンブルの災いカレンダー、ギャンブル番付考、国定忠治は博奕で大衆を阿片以上に害した！、博徒清水次郎長は子分や囚人も収奪した！／解説：刑法の賭博と富くじ／ギャンブル依存問題川柳②／賭博関係隠語・俗語(3)／回文賭博狂歌／ギャンブル依存・障害カルタ／書籍紹介／NEWSピックup

万博カジノ隠し作戦

１．4月8日、日本万国博覧会誘致委員会（榊原定征会長、松井一郎会長代行）は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の経済閣僚を昼食会に招き、大阪万博の協力を要請した。11月のＢＩＥ（博覧会国際事務局）総会への事前運動だ。来日中のASEAN諸国は、博覧会条約加盟国168国のほんの一部。各国はＧＤＰに応じた分担金を払わないと投票権はなく、日本は約540万円だが、ＧＤＰが低い国の分担金は30万円レベル。ASEAN諸国に対し投票権を得てもらい、大阪万博への票がほしいという訳だ。

　　その日、大阪万博は閣議決定もなく、世耕大臣も「アイデアを経済界から頂きながら議論したい」（4月8日）と発言。しかしこの日、カジノと万博で進めてきた誘致委はＢＩＥへ提出する「誘致提案書」ではカジノについて一切言及しないことにした。これは、イスラム国など賭博をタブー視する国も少なくなく、閣議了解を得るにもカジノに触れない方が得策と判断したからという。

２．4月11日、大阪万博は閣議了解され正式決定された。だが、その中でＩＲカジノの計画や誘致は一切述べられていない。昨年11月22日立候補しているパリに遅れること半年、大阪府知事らは4月24日にＢＩＥに立候補を届け出たが、出遅れは明白だ。

立候補は5月22日に締め切られ、2018年11月の総会で開催地が決定する。大阪万博は2025年5月3日～11月3日まで185日間の開催予定。経産省は会場運営800～830億円、2800～3000万人が来場すると計画する。直接経済効果は1.9兆円（建設費4000億円、運営費4000億円、消費支出1.1兆円）で、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマ。机上の作文がほとんどである。

３．2014年以来夢洲カジノ実現のための大阪万博を公言し、万博はＩＲ実現の手段ともいえるのに、ＩＲカジノを隠せば“詐欺的な招致”であろう。

　　付け焼刃の夢洲万博は、まず万博を理由として候補地を大阪夢洲として政府に閣議決定させる。そのことによってＩＲ実施法後のＩＲカジノ特区の指定席を貰ったことになるというものだった。

　　だが、実は、誘致委の“御用”を務める委員も、この場当たり計画の夢洲万博ではパリに勝ってこないと告白する。松井知事としては閣議決定させれば万博誘致の名の下でカジノ誘致活動も続けられるというのが本音だろう。だが、万博誘致予算で夢洲カジノ実現の活動をするのは「背任」「公金詐欺」であろう。4月の万博提案書からカジノを落としたのは、嘘つき作戦でも本命カジノ誘致に役立てばよいという、維新松井・吉村の意図がある。

　　ＩＲカジノ実施法について具体的に決まっていない段階で大阪夢洲をＩＲカジノ候補地のトップに据えることについては、政府部内にも異論やためらいがあった。菅官房長官にとっては、ＩＲ候補地の第一は地盤の横浜である。また、自民党のドンや有力者の地元は大阪ではなく、関東、東北、北海道、九州、中部にあるため、大阪を事実上ＩＲ候補地にすることには異論もあった。そこで、ＩＲ抜きの4月11日の閣議了解は、維新が与党をみて大阪万博という建前だけにしたという力関係が働いたといえよう。

イスラム諸国がカジノ嫌いというなら、アラブ諸国にカジノがある説明がつかない。万博誘致において、形だけＩＲカジノを切り離した方がカジノ嫌いの市民の反発を少なくできるからだ。

ただ、万博開催地決定の2018年11月までカジノを隠すというのは、ＩＲ誘致作成上大阪府知事にとってリスクだろう。バレバレの嘘でも大阪万博を決めてしまえば後は勝手ということにするのだろうか。大阪維新のカジノミクスがウソノミクスとなっているのである。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

解説　　　　　　賭けを強制される国民

賭博問題を考えるとき、多くの人は賭けは好きな者がしていると考えている。しかし、公営賭博は全て賭けの条件も胴元である政府が決め、自由でない。主催者（開帳者）は損をしない設定。富くじたる宝くじやtotoは50％を超える控除率を定めている。賭けの条件は交渉で決められず、射幸心に捕らわれた客は決められた条件でするしかない。

　本稿では、国民が現代の乱脈な金融資本制の下でほとんど賭けを強制されていることを知っていただきたい。そして、政府や金融資本の取引所はいわば賭博開帳の胴元である。

（１）株や先物の取引所は「胴元」であり、自らは損をしない。この投機取引リスクは客に引き受けさせ、「信託商品」を扱う銀行や証券会社は手数料を取って儲けるのである。預金は超低金利で投資信託を勧め、外国為替まで絡めた商品も広義の賭博への誘いといえる。

（２）これら株、先物、投機、投信は「騙された」にせよ、一応本人の同意がある。しかし、今日の政府の金融政策は、人々の退職金や年金まで賭けに投ずる。退職金や企業年金はかつてはその株式等運用の変動リスクは企業が負っていた。しかし、現在の確定拠出型年金は、企業の拠出先の変動リスクやインフレリスクは労働者に負わす。株式投資に直接間接に投入させられた労働者は、賭けを「強制された」人々である。

（３）これらの金融の動きがギャンブルにされることを許容したのは政府だった。それどころか、政府や日銀が、①企業に補助金や貸付金で金を撒いたり、国民の金を金融に貸し、②通貨（札）を増刷し、③年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）など国民年金その他の預り金を株式に投資までしている。これによる国民の金は事実上流用され、そのリスクとツケが回される。

（４）このような直接の賭け投入だけではない。時の国家政府は自らの政権維持と支配勢力のために、インフラ工事へ財政投入をする。ＩＲカジノなどへの財政投入は、回収の可能性が確保されていない「賭け」である。国民の税金はこんな「賭け」にも強制されているといえよう。

パチンコ研究（９）

―パチンコホールでの健康被害―

１．現在、政府と国会では公共空間だけでなく勤務場所・職場やホテル、飲食店などの禁煙化が論じられ、“間接喫煙”の抑止が問題化されている。

　　多数不特定の客が密集するパチンコホールについて見てみると、パチンコを打ちながらの喫煙などは、その副流煙によって客全体に多くの健康被害が与えられていたことは言うまでもない。そこで近年では喫煙室などの分煙化も取られている。

　　パチンコホールはタバコの害だけでなく、インフルエンザや風邪などの感染場所でもあった。また、パチンコ店での暴行や殺傷、放火による被害が客に及んだこともある。

２．今、社会問題となっているのは、ギャンブル依存症（病的賭博、ギャンブル障害）である。

2014年8月、厚労省の委託調査で研究班（研究代表者　樋口進久里浜医療センター院長）は、ギャンブル依存の有病率について4000人を対象に調査し、男性8.7％、女性1.8％、平均4.8％と発表した。これをもとに全国で536万人との推計が出されたが、これは海外と比べて3～6倍も高い。この原因としてパチンコ・パチスロ依存をみたのであった。この調査は、米国の精神医学会で発展させたギャンブル診断方法であるＤＳＭ‐５によっており、ＤＳＭ－５では「病的ギャンブル」から「ギャンブル障害」という表現になっている。

３．パチンコ・パチスロは、ギャンブルの中でも最も手近でアクセスが容易なものである。世界中のギャンブル機（ＥＧＭ）767万台のうち約6割の460万台が日本に集中していることになり、国内に店舗は１万以上存在、日本中どこででも毎日開店されている。

ギャンブルは人に射幸心を起こさせ拡大させるゲームであるが、スロットマシーンやパチンコ、パチスロは、①コインで簡単に賭けられ、②結果がすぐにわかり、③賭けの結果を即得られるもので、④人がのめり込みやすく、不成功の場合も続けさせるよう仕組まれている。日本のパチンコ・スロットでは、ゲームを物語仕立てにして客を虜にする工夫がいっぱいである。

４．パチンコホールの騒音は機械の単純音ではない。わざとうるさい90db以上のレベルにされている。そして機械画面の光の点滅やアニメ映像が没入度を高め、パチンコ継続を続けるようにされている。聴覚障害は80dbを超えると発生しがちとされているし、光過敏性発作や頭痛、めまいを起こしたり、視聴覚の慢性障害を起こしても不思議ではない。

　　もとより、パチンコに長時間集中することで本人は他の仕事のストレスなどから逃避することもあろうが、ギャンブル障害というより重大な精神障害を生んでいるのである。そして、パチンコ・パチスロ自体のストレスは自律神経失調も起こしうる。

　　パチンコゲームに集中することでの健康被害は、不可逆的になったギャンブルへの依存という精神障害だけでない。衛生的にみてもパチンコホールではインフルエンザ、ノロウイルスなどを他に感染させ感染する機会の多いところである。パチンコホールの健康被害は精神面だけでなく、肉体面でも既に発生しているというべきである。

競馬カネノミクス

第１．競馬をめぐるギャンブラー

１．隠れたギャンブラー

競馬というギャンブルは、英国の貴族ゲームであり、「スポーツオブキングス（王様のスポーツ）」といわれた。しかし、王室主催のロイヤルアスコットにみられる貴族主義は今や日本にはなく、金儲け本位のキャピタリズムになっている。

　　現在の競馬は、大衆が馬券を買って賭ける賭博であり、刑法で禁じる犯罪であるも、国や地方自治体が収益を得てその金で公益事業を行うという大義で特別に許されているに過ぎない。スポーツとしての競馬もあるが、現在興行される競馬は賭博開帳・ギャンブル事業である。多くの馬券を売る実態は、日本最大の公営ギャンブルであり、その売上はかつて5兆円、今でも3兆円である。その参加客は1000万人を超える。この公営競馬は射幸心本位のものであって、大衆は勝馬の賞金配当に専ら注目しており、射幸の賞金のために馬や騎手、さらには調教等に関心を示すも、競馬をスポーツとして愛する者は少ない。

　　しかし、ギャンブルをしているのは馬券を買う客だけではない。実は馬主、馬の生産者、競走馬を育てる「厩舎」と呼ばれる業者、馬の調教師、そして騎手、さらに競馬をめぐる予想屋までを含めてギャンブラーである。では、「隠れた競馬のギャンブラー」とは何か。

２．馬主もギャンブラー

　　2016年天皇賞のキタサンブラックのオーナーは、その名のとおり歌手の北島三郎（大野商事）である。これで6億円を獲得した。他にも「キタサン〇〇〇」という馬を多数所有し、2016年までに31億円を得ている。他にも芸能・スポーツ界では、元プロ野球選手の佐々木主浩が14億円、歌手の前川清（前川企画）が7.3億円の賞金を得ている。

　　さらに、企業経営者の馬主で有名なところでは、三冠馬ディープインパクトらを所有する図研社長の金子真人（金子ＨＤ）が201億円、オービック会長野田順弘夫妻（ダノックス）が83億円、パチスロメーカーのセガサミー会長里見治は「サトノ」冠名の馬を多く持ち、54億円を獲得している。その他、「エア」の冠名で有名な東京鉄鋼の吉原敏社長（ラッキーフィールド）は92億円、建築家のDr.コパこと小林祥晃の23億円はよく知られている。

　　実は、この馬主は、後に述べる馬の生産者から入札で一頭何億円をも投入して買い受け、厩舎や調教にも多大な費用をかけている。その投入コストに見合う賞金を得られるとは限らず、馬主になるということ自体、億単位の賭博をしていることになる。

　　ただ、馬主になるギャンブルは、（　　）の中に企業名を記したように、その利益または損失は企業化されている。安く買った馬大儲けしても一時所得でなく事業所得とすることができ、他に失敗した馬の費用もコストとして処理できるため、全体として高額納税している訳ではない。

なお、この点「一口馬主」などは、入会金数万円と会費を月数千円支払うもので、およそ儲けにならないといわれる。

３．騎手もギャンブラー

　騎手は、まず馬に騎乗するだけで多くの手当が出るが、さらに賞金が得られればその5％が配分される。例えば5億円の賞金なら1回で2500万円の収入を得ることになるから、1レースの勝敗は大バクチといえる。日本人騎手では武豊が前人未到の4000勝を挙げている。2010年に馬の前足骨折で転倒して重傷を負ったこともあり、危険と隣り合わせでもあるが、その賞金獲得は騎手を職業とする者にとってギャンブルである。

４．競走馬生産企業もギャンブラー

　　2016年もそうであったが、日本の競馬は社台グループといわれる吉田照哉、吉田勝己、吉田晴哉ら吉田一族らの生産した馬が、日本ダービーをはじめとして重賞レースの出走枠を席巻し、優勝もしている。「社台の運動会」とまで言われるほどに、日本のサラブレッド生産を支配している。サラブレッドは、オグリキャップ時代の1万頭とピークに減少し、2015年は6840頭だった。社台グループはそのうち1000頭を超える。

　　実は、ディープインパクトは賞金13.2億円を稼いだだけでなく、引退後も種牡馬として1回種付け料3000万円を稼いでいる。このディープインパクトを繋養しているのが社台グループである。年間種付け頭数は200頭というから、年60億円を稼ぐ計算になる。社台グループには他にも種付け料300万円を超える馬が11頭いるという。この種牡馬ビジネスこそ、レースで獲得する賞金をはるかにしのぐビッグビジネスである。（馬主にとっても、獲得賞金の多い馬は種馬となっても繁殖の牝馬となってもオーナーに大金をもたらすので、勝つ馬を買えるかも一大ギャンブルである。）

　　そして、社台グループは多くの繁殖牝馬を抱える。生まれた駒をセレクトセール（競走馬市場）に出せば1億円を超えるものも珍しくない。社台グループの生産馬は、2015年獲得賞金ベスト15位の馬のうちベスト3をはじめ6頭を占め、その総獲得賞金は105.8億円に及んだ。それだけ強い馬を生産するという実績によって、新馬も一層高値で取引されることになり、生産業者としての利益になる。

また、一流馬を生産するビジネスの他、自ら生産馬の馬主となったり、一口馬主を募るクラブ法人も複数経営している。社台グループは日本競馬会において巨大マネーを動かすギャンブラーである。

５．競馬周辺事業者もギャンブル受益者もギャンブラー

以上の他、厩舎経営者、調教師や競馬新聞その他メディア出版など競馬の周辺事業者も、競馬の勝敗に応じて関連収入を得ている。

また、ＪＲＡの職員の年収は、理事長2273万円、事務・技術職員828万円（40歳）で、国家公務員を100とすると134.7という。ギャンブル利益の受益者といえよう。

第２．競馬収益の行方

　　ＪＲＡと農水省の資料によると、2,015年ＪＲＡは2兆6089億円を売り上げ、1兆9521億円を払い戻し、経費に3461億円を使い、国庫に入った2825億円のうち75％を畜産振興に、25％（706億円）が社会福祉に使われたという。

　　この社会福祉の具体的使途の適正さも問題だが、仮にそれが正しい社会福祉用だとしても、客から得た2兆6089億円は、その約75％を実質一部の者に払い戻すが、ほとんどの客は収奪される。そして、3461億円（福祉に回る金の約5倍）が開催経費となり、馬主や機種、競走馬生産者への高額賞金、報償となり、ネット業者を含む馬券販売手数料や約100億円以上のＪＲＡ職員の好待遇のために使われている。

　　売上2兆6089億円のうち706億円といえば3％にも満たない。これが福祉用という。これが競馬法の公益目的の内容とすれば、あまりにも貧弱な公営収益事業といえよう。しかも、それ以上の社会被害、病気、その他コストを要しているから、一体何をしているのかと問われよう。

（注）以上のデータは、「週刊東洋経済2016年11月26日号」から引用させていただきました。

主張　公営ギャンブルでのインターネット（スマホ）依存をなくせ！

〇　今や公営ギャンブルはインターネット（スマホ）投票による売上がなければ赤字でやっていけない。競技場に行き、馬や選手を視て投票券を買うより、オッズ（投票券の当たり確率）などによる賭けになっている。競技場に行かない客の投票券売上はウイン、サテライト、ボートピアなど場外券売場が競技場を上回る。休日の競技場自体が他の競技場の場外券売場となって拡大した。公営ギャンブルは、若者や競技場の空気を嫌う女性層を狙って、口座開設だけで簡単に賭けられるオンライン、インターネットによる券購入を可能にした。これで赤字だった地方競馬、競輪、競艇も黒字化しているという。インターネット投票はスマホ投票となり、今や中央競馬（ＪＲＡ）も含めて公営競技は「スマホ依存」である。

〇　だが、スマホ依存の公営競技は、競技場窓口等での外見による客の異常者チェックもできず、射幸本位の大量の購入を可能にする。店・客ともに賭け行為への抑止も働かない。コンピューター設定による投票券の大量継続購入による脱税事件が立件されているのは、億単位の賭けによる大金一時所得の無申告事件である。

　　インターネットギャンブルは誰でも何処でもいつでも賭けられる（全国でみると毎日レースが行われている）。口座には自己預金だけでなく借入金投入も含まれるから、借金ギャンブルも容易である（金を運ぶ必要はない）。競技場に足を運んで券を買うより簡単だ。インターネットは他人の氏名も借用でき、不正がバレなければペナルティもない（18歳の学生がtotoやBIGを買うのと同じか）。暴力団・ヤクザでない証明もない。

〇　公営ギャンブル主催者のインターネット依存の運営は、客のギャンブル依存症を拡大している。スマホ依存社会の拡大で、ギャンブル参加を安易にさせている。税務当局は1レースで50万円以上の配当が出た購入者を調べて出し、所得申告の有無を確認しないと税の適正な捕捉ができないということになるが、実際のところそのような体制はとられていない。源泉徴収にしないと捕捉は不可能というのが、国税当局の意見である。

〇　ギャンブル依存症をなくすためには、インターネットによる公営競技投票を止めることだ。その方法として次の点が考えられる。

１．投票券の購入制限と適格者検査

・・・自己及び家族の申告だけでなく、病的賭博・ギャンブル障害防止のためには、所得給与証明による総量規制、限度規制が必要である。

　２．購入当せん者の氏名、住所（できれば資金証明まで）を申告しない場合の配当停止

　３．インターネット購入、場外券販売の禁止

解説　　　　　　　　　　バクチと破産免責

　人が「支払い不能」ないし「著しい債務超過」となれば、その人はいわゆる破産宣告の対象となる。（その人（自然人）が生きていくために最少の衣食住を維持する程度の資産は保有を許され、それを超える資産は債権に応じて各債権者に配分される。）

　身内や高利貸しなどに借金だらけで配当資産もないことが証明されると、換価配当するべき財産も費用もないとして、破産宣告と「同時廃止」の決定が裁判所から下りる。しかし、預金や資産があると疑われると、裁判所は念のため調査が必要として20万円程度を予納させ、、破産宣告と同時に管財人を定めて本当に配慮資産がないかを調査させる。

　破産宣告されると本人への手紙や通知類は破産管財人のもとに一度送られることになり、管財人が隠し財産のないことを確認できるようになる。そして観察期間をおいて管財人が配当に値する資産がないと裁判所に報告すれば、破産手続きが終了となる。この手続きは「維持廃止」といわれる。

　同時廃止でも維持廃止でも、債権者による破産手続きの確定の日から1ヶ月以内に債務者は免責の申立てをすることができる。この免責の手続では、裁判官が判断するにおいて次の多くの条件がある。

　①債権者を害する目的で破産財団を隠したり、減少させたりしていないこと

　②破産手続きの開始を妨害するためになした債務負担ではないこと

　③浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したものではないこと

その他、破産法252条には免責を認めない事由となる全11項を定めており、これら全てに該当しない場合に「免責許可をする」ことになっている。但し、11項のうちいずれか該当事実があっても、「破産手続きの開始に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決定をすることができる」ことになっている。（252条2項）

では、この①条件不該当免責原則と②相当事情免責を考えてみよう。

これにより多額の賭博・射幸行為での破局やその債権については、①にある「著しく財産減少又は過大な債務を負担」として不許可事由とされうるが、少額であれば著しい財産減少や過大な債務負担には該当しないと解する余地が残る。著しいとか過失の事情は裁量が伴う。また、ギャンブルが公営賭博（公営競技、宝くじ等）の場合は、同条の賭博そのものではなく浪費、射幸行為であり、結局これが債務を過大にして破産者を将来にわたり経済的能力を欠く者というレッテルを貼り続けるには問題がある。よって本人有責の程度を評価できるかチェックされよう。公認ギャンブルは国や地方公共団体が市民を誘うもので、しかも確実にギャンブル事業で多大な収益を得ているから国・地方公共団体のギャンブルの場合の該当性は小さく評価してよいとも思われる。また、パチンコはギャンブルではなく「遊技」とすれば、破産法上の賭博や射幸行為と即評価できないともいえる。

公営ギャンブルは本来、賭博ないし射幸行為であっても政府や自治体が主催し勧誘したものであるからその事情を考慮してその非を破産者のみに帰することはできず、免責許可の決定も可能と解する余地は十分あるといえよう。

※　破産宣告が確定すると、官報にその者の氏名・住所が公告記載される。これは有名人でもなければマスメディアに報じられることもなく、一般には知られない。しかも破産者が免責されると、破産者としての公告からも将来的に消え、金融機関も破産者として処遇することは許されない。もとより破産者といえども、政府の福祉給付から排除されないし、免責を受ければその差別は一切許されない。

コラム　　　　　　　ギャンブル依存症率データの切り下げ工作

　2014年8月、厚生労働省の研究班は、2013年に約4000人の成人を対象とした面接アンケート調査を実施したところ、日本人のギャンブル依存症の有症率は男性8.7％、女性1.8％（全体平均4.8％）で、これを日本人の全人口に照らすと推計536万人に及ぶと発表していた。

この調査結果は、海外の有症率よりも特に高く、その原因がパチンコのためと証明するものであったが、政府内では実態より多すぎるとの声が上がり、その「工作」で2016年に再調査が行われた。東京、大阪、名古屋、福岡など全国11都市の住民2200人を選び、そのうち協力を得られた993人を対象に、国際的な100問の事項調査をしたという。再調査の結果は、生涯を通してギャンブル経験があり依存の疑いのある人は26人（2.7％）、うちパチンコ・パチスロに最もお金を使ったのは16人（1.9％）だった。（2017年4月1日朝日紙）

しかし、この調査は2013年調査よりも被調査人数が少ない（だから、2017年実施予定の1万人調査の予備調査ともいう）。

だが、実際にギャンブルをやっていた者が、100問もの面接調査に進んで応じるとは思えない。現在ギャンブル（パチンコ）に熱中している者が自らの熱中度について調査協力するだろうか。今のところ、2200人の選定、その協力状況や詳しい検査手法については公表されていないので断定はできないとしても、2200人の45％の協力者でギャンブル依存症の疑いは2.7％だったということをもって、有症率が減ったと結論づけるのは適当でない。

政府内には現状の公営ギャンブルからの依存症発生が多いことに困る立場の者が多い。宝くじの総務省、スポーツ振興くじの文科省、競馬の農水省、競輪・オートレースの経産省、競艇の国交省、パチンコの警察庁、そして依存症を放置してきた厚労省、さらにカジノを進める内閣府である。これらの利権省庁は、ギャンブル依存が小さいことを期待しており、それにより対策の放置を免罪されようとし、また今後の対策を弱いもので済ませようとするインセンティブが働いている。

病気を警告し、なくそうという医師や被害者とは逆方向にある。2017年調査も要注意である。

消費者庁と国民生活センター　ギャンブル依存と消費者収奪に知らぬ顔！？

　消費者庁も、その所管の下で様々な消費者生活にアドバイスを行う独立行政法人国民生活センターも、ギャンブル依存者の救済や予防について、また収奪的（略奪的）ギャンブリングについても警告を発さない。当会の不正申立ても無視された。

　センターに架電してもギャンブルの客は消費者ではないと言わんばかりで相手にしない。それは、パチンコ・パチスロ、そしてヤミ賭博を除き、ギャンブル業者とは公営又はその受託業者だからであろう。しかし、パチンコの営業ぶりは違法・不当が常態である。宝くじやサッカーくじでは不当な広告での販売があり、公営競技においては未成年者への販売がなされている。これら消費者救済へのアドバイスはしていない。これでは国民の税金で消費者被害の予防や救済をするべき、消費者基本法3条25条に違反する。もとより地方自治体の消費者センターも基本法4条（地方公共団体の消費者政策推進責務）に違反しているといえる。

　厚労省が536万人と推定したギャンブル依存に救済の手が差し伸べられていないのは、依存症を放置してきた厚労省の背任でもあるが、国と消費者庁としても責務懈怠であり、警告を意図的に回避し、消費者を見捨ててきたに他ならない。

　ズバリ、公認ギャンブル依存者は、国と地方自治体により略奪された被害者である。

Graft　of　Feign　Justice　（公正化利権）

　直訳すると「正義・公正とみせかけた不正利得、汚職、収賄」の意味である。フェインはフェイントの見せかけるであり、米大統領選で横行したフェイク（fake　偽物）のニュースの語と同類。実はギャンブルでもフェイン、フェイント、フェイクはつきもので、ギャンブル界ではこの「公正化利権」が横行している。

　日本の現実で具体的に見てみよう。

①パチンコ・パチスロは、ＣＲ機はもとよりコンピューター管理の下で、パチンコ屋が入賞玉を制御する。つまり、公営競技でいえばオッズ（賭け率）を店が操作しているのだ。警察当局は、天下りや再就職先となるパチンコに曖昧な縛りを適当に掛けつつ「公正化利権」獲得手段にしている。

②公営競技でもパチンコほどの露骨さではないが、客への配当率の幅、また胴元の主催者の利益（受託業者、利潤、経費評価等）を裁量化して「公正化利権」を確保している。事業部門には天下りから業者らの利権がはびこっている。これは宝くじ、スポーツ振興くじについてもいえる。

事業を行う権利のConcessionや利益Interestsを含む利権は常に公明正大であるべきだ。

しかし、文科省のように国民に法令はもとより教育道徳を教え説く省庁の次官（No.2）以下が幹部の天下り手配までしている日本だから、賭博（Gambling）の利益に至っては利権に群がる（flock to interests）業者、政治家、役人は多いのである。その利権とは、公正化に見せかけた不正利得、汚職、収賄であることが多い。

賭金は公営主催の場合「隠れた税金」「気が付かない課税」、いわば「賭博消費税」であるが、その税の行方や公正さを客は問わないところ（システム）に問題がある。もし、賭客や国民が公営競技でいえば25～30％、宝くじでいえば50～60％の控除金という胴元のピンハネについて、そのコスト分析から相当性までを細かくチェックすれば怒って不思議でない。そして、日本の公認ギャンブルが世界最大級の収奪であることも怒りの理由となろう。

ギャンブルの客は捕らわれの身（being　held　captive）になっている。それは依存客だけでなくギャンブルという射幸に興ずる者の全体である。この捕らわれの身の客からの利益（利権）に追い求め（seek）、群がる（flock）のがギャンブリングに携わる企業家（事業家）、政治家、役人・官僚である。

ギャンブルの災いカレンダー

　フリーライターのかたわら勝馬検討に日々を費やし「競馬は幸福な災難である」という信念の下、我身に降りかかる災難を毎週甘んじて受け止めている―――と自己紹介する鎌田崇太郎氏。かなりの競馬依存症ではなかろうか。その氏の1994年の著作『災難カレンダー』（情報センター出版局）は、1年365日を様々な災難が起こる日とし、その「365日の厄除けガイド」だとしている。

　以下、本書によりギャンブル・賭博のエピソードを紹介する。（　　）内は筆者のコメントです。

|  |  |
| --- | --- |
| 月　日 | 災　　難 |
| 3月9日 | 1980年、ジャンボ宝くじが当たったと話した人が異父弟に射殺された。（この日はサンキューの日だが、宝くじ当せん者には災急ということか） |
| 5月6日 | 1970年、中日の小川投手が八百長オートレースで逮捕された。（この日はゴムの日だが、誤夢の日かもしれない。） |
| 5月25日 | 1970年、プロ野球八百長事件で西鉄の池永投手らが永久追放された。（それから40年、巨人軍に野球賭博で逮捕者が出るとの予想は大本命） |
| 5月31日 | 1986年、阪神競馬で2,3着のきわどい判定で、万馬券4-5、枠馬連勝8590円の高配当が確定。しかし実際は5-5が正しく、23430円の万馬券だった。中央競馬会は誤審を認め、4-5,5-5ともに払戻した。だが既に5-5の券を捨てた者もいて騒動になった。（公営競技の判定ミスはよく暴動事件を起こす。ハズレ馬券も捨てないこと。誤視一（ごみいち）の日か。） |
| 7月30日 | 1959年、競輪で破局し、北海道で子どもを含む一家4人が無理心中。1968年、浦和競馬で大穴なのに配当490円と低く、一部ファンが騒動。放火と4000万円強奪事件に。（氏はギャンブラーの厄日という。ギャンブラーは一部の幸運者はあるも圧倒的多数にとっては厄日だ。） |
| 10月25日 | 1979年、上方漫才のＷヤングの中田が熱海で投身自殺。野球賭博で2000万円の借金。これを契機に関西芸能界と暴力団の野球賭博が明るみに。（ヤクザはバカラ賭博などを仕切る。ギャンブルと暴力団は必ず結びつくコンビ） |
| 11月13日 | 1983年、パチンコでスリーセブンを出し興奮した19歳男性が急性心不全で死亡。（パチンコのフィーバー機は何人の客を殺したのか。負けた客の自殺も多い。） |
| 11月15日 | 1979年、京都の中学生がトランプのカブ賭博で7000円を返さない同級生に「逆エビ固め」をかけて死亡させた。同年、野球賭博で落語家月亭可朝が逮捕された。（七・五・三も、賭博者にすれば失・誤・惨の日になる。） |
| 11月19日 | 1979年、野球賭博で間寛平、チャンバラトリオの結城哲也が取り調べを受ける。（この日はリンカーンのゲティスバーグ演説の日（1863年）） |
| 11月27日 | 1969年、西鉄の永易投手が八百長で永久追放される。（1943年、ルーズベルト、チャーチル、蒋介石のカイロ宣言の日） |
| 12月14日 | 1987年、西鉄の東尾投手が賭博容疑で逮捕される。（1702年、赤穂浪士の吉良邸討ち入り／1980年、市民オンブズマン結成） |
| 12月21日 | 1976年、1000万円ジャンボ宝くじに群衆殺到。福岡と松本で死者、全国で33名重軽傷者。（1946年、南海大地震　死者1330人／1991年、ソ連邦の消滅） |

（Ｉ）

ギャンブル番付考

〇　江戸時代の番付（競べ（くらべ））は世の中を様々な角度から見てその比較を一覧化したもの。

例えば、色と欲の世界にも『浮世人情合』と題したものがある。右に「志き情」、左に「よく情」として一覧書きされている。色情のトップは「地面を売って女郎を買う」で男のさま、欲情のトップは「一六勝負　大よく富の札買う人」で賭け事好き、富くじを大量に買う人のことである。江戸時代の富札は1枚1分（1／4両）で、今の労働者の3日分の日当ぐらいだったという。

また、『不用競』という「いらぬもの」と「いらぬこと」についての番付がある。この番付の差添人は「やまひ」（病）と「はくえき」（博奕）である。「へたの長口上」とはいらぬものの大関、いらぬことの大関は「わからぬ長唄」である。

〇　現代のギャンブルの売上は、一にパチスロ、二に競馬、三に競艇、四に宝くじ、五に競輪である。

横綱がパチスロだが、大関・関脇・小結は欠番、東西の前頭筆頭を競馬と競艇で占め、宝くじは前頭三枚目、競輪が四枚目、サッカーくじは六枚目、オートレースは幕尻となろう。

　　ギャンブル依存症を生み弊害の横綱もパチスロだ。だが、病気や弊害を生むレベルでは３Ｋ（競馬、競輪、競艇）が大関、関脇の三役で、宝くじとサッカーくじの2くじ(2Ｋ)が小結級といえよう。

　　番付は、江戸時代の宝暦期からの相撲番付を参考にしている。昔の相撲番付は、大関、関脇、小結、前頭に力士の醜名（四股名）を相撲文字という独特の書体で書かれていた。現代では、上は横綱、前頭以下は十両、幕下、三段目、序二段、序ノ口にランクが分かれ、序二段と序ノ口は虫眼鏡がいるので「虫眼鏡組」ともいわれる。

〇　古くは相撲の全勝者を「関」といい、その最高が「大関」だった。その次が「関脇」で、一般の力士は「関取」というようになった。横綱は、明治以降になって相撲協会が大関の中から選んだ最高位として、化粧まわしの上に白麻の太いしめ縄（七五三縄）を締めることを許したことからいうようになった。大関、関脇、小結が本来「三役」である。小結の由来も農業用語であるとのことである。

国定忠治はバクチで大衆を阿片以上に害した！

　本会報では、国定忠治という博徒について何度となくとりあげている。眞山青果、子母澤寛の「義侠物」によって誇大に美談として描かれ、逆に忠治の謀略、詐欺、横領、殺人などは無視されて「英雄」に粉飾された。

　この点、昭和8（1933）年発行の田村榮太郎著『一揆・雲助・博徒』（三笠書房）の「博徒 資本家国定忠次郎」によると、地主階級の忠治が賭博に出入りする旦那から多くの子分を使って博奕で収奪する。資本家となって縄張りを拡げ、寺銭搾取を拡大し、強迫して金を巻き上げたり殺人までさせていたことを明記している。そして、「忠治美談」とされる飢饉の際の米の供出は大嘘で、干ばつ防止の真相は、名主と共謀して領主からの下付金をとり、人足に博奕をさせて収奪する奸策であったとする。この他、殺人や強盗も働き、赤城山にこもったりした。そして1850年、忠治は中風にかかり転々逃亡、自らの逮捕を免れるよう役人を買収工作し、さらにはその金も騙し取った低劣さを指摘されている。

この事実は1850年に勘定奉行池田播磨守が調べ上げた判決文に明記されている。この判決文によれば、国定忠治の義侠物語は全く不実で、忠治は博奕によって大衆を阿片以上に収奪し、害したことが明らかである。

博徒・清水次郎長は子分や囚人も収奪した！

　清水の次郎長も講談や映画美化されているが、悪漢さもある。彼は清水港生まれの三男で米商人の養子に出された。本名は山本長五郎といったが、養子先の次郎八の長子として「次郎長」といわれた。生まれながら狂暴性があり悪童として寺小屋でも学ばなかったという。15歳のとき、養母の金450両を盗み、うち300両を持って出奔したが追ってきた養父に捕まった。しかし、隠した金で米を買い占めたという。養父の死後、養母の遺産濫費と持逃げで家は没落する。

　そこで次郎長は博奕をするようになる。1841年22歳のとき、博徒となり博奕仲間とも抗争した。逃亡した先でも博奕を繰り返した。

維新前に東海道筋の博徒の大親分となり、甲州の黒駒の勝蔵らとも決闘し、吉良の仁吉は死亡する。しかし、数百人の子分を集めて近辺を勢力下にする。次郎長は、1842年以来無宿となり人を殺傷したが、明治になり博徒も正業に就くよう命じられたので、次郎長は土地開墾をしたのであった。そしてその土地開発に子分や囚人を使い、自ら金持ちとなった。1893（明治26）年、74歳で死亡した。

解説　　　　　　　　　　　　　　刑法の賭博と富くじ

　平成3年の刑法改正まで、刑法185条はこう書かれていた。

「偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罪金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娯楽ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

　この刑法の条文は読みにくく判りづらいものだった。「輸贏」とはシュエイの慣用読みでユエイと読み、「負け」（輸）と「勝ち」（贏）のこと。「博戯」とは当事者の行為の勝負、「賭事」とは予想の的中を競うものをいう。金銭を賭けることであるが、賭博のうち「博」はトランプ、カード、麻雀の類、「賭」とは競馬、競輪の類である。なお、刑法185条には「常習賭博」「賭博場開帳」「博徒結合」「図利」という用語が今も並ぶ。そして現在の187条は「富くじ」の「発売」「取次ぎ」「授受」を処罰するが、かつては「富籤」と書かれていた。

　さて、その罪と罰は現在次のようになっている。

185条　賭博　……　50万円以下の罰金又は科料　但し、一時の娯楽に供するものを賭けたにとどまるときはこの限りでない。

186条　1項　常習賭博　……　3年以下の懲役

2項　賭博開帳、博徒結合図利　……　3月以上5年以下の懲役

187条　1項　富くじ発売　……　2年以下懲役又は150万円以下罰金

　　　 　 2項　富くじ取次ぎ　……　1年以下懲役又は100万円以下罰金

　　　　　3項　富くじ授受　……　20万円以下の罰金又は科料（※授受は1,2項以外の購買）

（※罰金は1万円以上、科料は千円以上1万円未満をいう）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル依存問題川柳②

　今回はアディクション（嗜癖）、ディペンデンス（依存）、ディスオーダー（障害）ともいうギャンブル依存を発生させるシステムについて。まず「富くじ」から。

庶民から　金をとりあげ　宝くじ　　　（戦中由来のタンス預金狙い富くじが病気を売っています）

大金で　人釣る賞金　万に億　　　　　（100万円から10億円まで　1等賞金　夢を撒き）

１等の　億円あるから　当たる筈　　　（確率を偏見なしに視れぬ人々は障害です）

買ったなら　半分以上　損の筈　　　　（損すると思えないのがこの病）

ロトにトト　外国流の　よき名前　　　（ロッタリー、トトカルチョより日本語に）

ナンバーのくじなんですか　5・6・7　（ロト5、ロト6、ロト7の総称です）

ＢＩＧとは　機械が決める　変なくじ　（本当はサッカーの試合を予想して楽しむのがtotoですが）

１９歳未満は買えない　totoのくじ 　（何故19歳なのか、他のギャンブルは20歳ですが）

宝くじ　アット驚く　子供へも　　　　（法律上は未成年者・子どももＯＫとなっています）

宝くじ　どこでも買える　全国で　　　（totoと併せて1万店の購入場所があります）

大量の買主　その額　50万円　　　　（宝くじ券も1500枚以上となると重いしかさばります）

宝くじ　人口数千万人と　白書いい　　（売主は1人あたり2～3万円とも言っています）

宝くじ　続けて買えば　次きっと　　　（当たるという認知・確証のバイアスで買わせます）

米倉も　「買収」をして　セールスマン（ニシダ、タイゾウ、オダまでもバカ役にしてＣＭ）

文科省　ＢＩＧなドラマで　宣伝し　　（嘘の企業内ドラマで大衆をだます…）

賭博関係隠語・俗語　（３）

会報第53号からの続きです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| マ行 | マイラー | （競馬）1マイル（1600ｍ）前後の距離を得意とする馬 |
| 枕 | 詐欺賭博師が初めに故意に負けること |
| 曲がり屋 | 博奕で損ばかりしている者 |
| マーク | 自力型の選手の後方につける戦法 |
| まくり（まくる） | 後方の選手が一気に追い抜くこと |
| 廻り胴 | 順番に壺を振ること |
| 三笠附 | 前句附のバクチ化 |
| みずてん | 札を見ずに勘で思い切りよく張ること |
| むし | めくりカルタの「一」のこと |
| めくりカルタ（骨牌） | トランプ、カルタの一種 |
| もがく | （競輪）全力疾走すること |
| もちつき競馬 | （競馬）12月の多頭数レース |
| 物見をする | （競馬）レース中に馬が言うことをきかなくなること |
| ヤ行 | ヤネ | （競馬）騎手 |
| 闇スロ | 非合法のスロットやパチスロをおいた店 |
| 弓張り | 賭博の現場 |
| 用心棒 | 賭場の見張り人 |
| ヨーロッパ | （競輪）4番6番8番の3選手の語呂合わせ |
| やまと学校 | （競艇）ボート選手を養成する学校 |
| ラ行 | 楽師（らくし） | 賭博常習者 |
| 良馬場 | （競馬）水気のない一番よい状態の馬場 |
| 両面札 | 詐欺賭博用のニセ采（ハン） |
| 連闘 | （競馬）二日続けてレースに出走する馬 |
| ろはてん | 見張りなしで賭博をしても大丈夫な場所 |
| ロム | （パチンコ）台に入っているコンピューター基盤 |
| ワ行 | わける（分ける） | 逃げる、失踪する |
| わり | 分け前、配分すること |
| わりごと | 良からぬこと、悪事、さくらを使った商売 |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**◇◇　回文賭博狂歌　◇◇**

しめども　のの　いのの　めじを

ギャンブル依存・障害カルタ　（異文字歌順）

け　競馬競輪競艇の３Ｋ（依存の危険）　　　　ゐ　医療費がもらえるならばビジネスに

い　依存症回復する方法がある（精神医学） ら　楽な儲けと射幸で走る

り　略奪的ギャンブリングが生む病　　　　　　ぬ　盗んだ金もギャンブルに（警察統計年2300件）

ん　んと多い５３６万人（厚労省有症者）　　　え　疫学調査で有症率４.８％

は　バクチ・パチンコ　客の魂奪います　　　　そ　相談受けますパチンコ依存（ﾘｶﾊﾞﾘｰｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄ）

ち　治療は計画とステップ　　　　　　　　　　の　脳内に生まれて走るドーパミン

す　過ぎた借金　依存を増やし　　　　　　　　や　止めるための心理療法

ろ　ローン・カードも病に加担　　　　　　　　み　見直そう　くじ買う習慣

く　薬より中止とステージ設定（GSCG）　　　つ　ついついやってるパチンコ狂

し　借金の尻拭いしないこと（イネイブリング）　　ふ　不適格者は依存する

へ　ヘルプラインは自らの意思　　　　　　　　せ　責任はギャンブル事業者に

と　賭博依存から障害と呼ぶ　　　　　　　　　わ　わかっちゃいるけどやめられない

か　勝った快感　脳内麻薬　　 　　　　　　　 れ　冷静にさせぬ工夫のＥＧＭ（パチスロ機）

ね　寝起きパチンコ広告折込探し　 　　　　　 ゆ　夢醒めるまでのギャンブル

を　終わりは破産・自殺か回復か　　　　　　　め　明治から指摘されてた依存症

お　オンライン・インターネットで病拡がる　　こ　今度こそ勝てると思う　これ病い

う　嘘ついて　ギャンブルすれば　依存症　　　え　笑顔はギャンブルやめたオレの顔

ひ　ビギナーズラックで始まります　　　　　　て　適切な回復支援が不可欠と

よ　予防はギャンブルしないこと　　　　　　　あ　新しい人生の道　開きます

う　運が悪い　言い訳病　　　　　　　　　　　な　泣かせた家族は何回目

き　ギャンブル障害　精神病　　　　　　　　　た　断つ気持ち　一日ずつでも延ばしてく

ま　マニュアルで診断するＤＳＭ‐５　　　　　も　儲ける客は重症依存者

さ　産業の利益で病を生むは知らんこと　　　　ほ　仏様でもギャンブル依存に

に　二度とやらぬと繰り返す　　　　　　　　　む　夢中にさせて　賭けさせる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　る　類は共に直しましょう

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ゑ　エンドレス　射幸の追いかけは

　パチスロ　へと　　　　まさにゐらぬえ　そのつぶせ

えて　あなたもむるゑ　　　　　（異文字49字）

書籍紹介

１．「賭博と国家と男と女」竹内久美子（日本経済新聞社　1992.8.15　1300円+税）

　　「賭博」と題する出版物なら古本であれ入手して読む。何とまあ著者は「日本の将来を救うのは一夫多妻制だ」「人間の進化の原動力―それは浮気だ」という。男なら書きづらい禁断の思想家・竹内久美子氏の大胆仮説である。

　　浮気だけではどうも足りないと思いついたのが賭博だとし、賭博の悪も人間社会に貢献するという。著者は「なるほどと納得していただける部分があったら幸い」というが、都合の良いところだけを取り上げたこじ付けである。詳しく原典や事実をみると、安易な常識論に対して詭弁を加えた反論であることが判る。

　　著者は「何の役にも立たないのが学問である」という章に続いて「役に立たない学問が役に立つ」というように、分裂した論述がオモシロいのである。興味を引くのは古代インドのリグ・ヴェータの「賭博者の歌」の引用と君主の胴元起源説ぐらいだろう。

２．｢ＢＩＧ ＩＳＳＵＥ ＪＡＰＡＮ ３０９号｣　（ビッグイシュー日本　2017.4.14　350円）

　　ビッグイシュー誌は261号（2015.4.15）ギャンブル依存（障害）特集号以来、依存症問題研究会を立ち上げ、2015年10月15日に「疑似カジノ化している日本」、2016年8月には「ギャンブル依存症からの生還」を発表している。

　　そして再び、帚木蓬生編集長、精神科医鶴身孝介、大地の会会長高濱登志子、イシュー副理事長米本昌平、鳥畑与一静岡大教授によって「ギャンブル障害」を特集している。

　　帚木氏は嗜癖アディクションの恐ろしさを新たに警鐘し、カジノ解禁によって「日本の国の器の底がひび割れ、水が漏れている」という。鶴身氏はギャンブル依存症者の脳機能の変化を指摘、高濱氏は多重債務とギャンブル依存症は国と社会の被害者、米本氏はＥＧＭが依存を生むことを消費者庁がチェックすべき、鳥畑氏はカジノ合法化による地域経済破壊と社会的コストの発生をいう。

　　なお、誌のカバーのナオミ・ハリスはイギリスの女優で、ドラッグ依存症の役を演じた経験を語っている。

３．朝日新聞記事「倉持健一の詩集をよむ」掲載（2017.4.10）

　　詩集『死水晶』より「パチ狂い」　白島真

　　　倉持氏の朝日紙連載で、67歳の詩人白鳥氏の「パチ狂い」という詩が紹介されていた。パチンコの世界の詩は珍しい。『死水晶』という第一詩集の一篇から選んでいるが、その4.4.3.3の14行詩は、パチンコのギャンブル（ゲーム）に陶酔するかの狂気をうたう。この詩文の「直情な精神」とは射幸心、「鼻の曲がった天使」とはフィーバーのことか。詩的（？）な表現は本人も自覚する「狂い」の感覚。勝ちたい、勝てるという熱狂はうたうとおり「信仰にちかい」のだろう。パチンコをしながら「雑踏の中の命釘のような孤独」「不遇な精神」など一歩離れている自覚表現と、「積み重ねられた嫉妬が容器を満たす」（容器：玉箱のこと）「花は満開の欲望にささえられ」という自己感情の自賛が交錯している。

　　ここまで書ける詩人は事実上パチンコ依存だろう。ドストエフスキーを出すまでもなく昔からギャンブル依存の文学者はいる。「パチ狂い」と自笑（称？）する白島氏は、詩集の題『死水晶』の透明性の中に“死”に至る病を感じている。

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.3.28～4.24）

2017.3.28　 日テレ　　自・公「ギャンブル依存症対策」提言提出へ

　　　　　　ＮＨＫ　　自民　ギャンブル依存症対策の議員立法　今国会提出を

　　　　　　時事　　　相談窓口整備、入場制限も＝ギャンブル依存症対策で与党―自民、議員立法で基本理念

　　3.30　　自民党　　ギャンブル等依存症対策の強化に向けた論点整理

　　3.31　　産経BIZ　 ギャンブル依存症「パチンコ」最多　アクセス良さなど原因か

4.3　　 ＮＨＫ　　カジノ含むＩＲ　大阪府市で推進局

　　4.4　　 特定複合観光施設区域整備推進本部　第1回会議開催

日経　　　首相、カジノ「最高水準の規制導入」推進本部初会合

ＮＨＫ　　カジノ含むＩＲ　関西では　　大阪府市、和歌山県市動向

　　4.5　　 毎日　　　カジノ規制重視を強調　推進本部初会合　具体策が焦点

　　4.6　　digima　　 台湾・金門島にカジノ、１０月にも住民投票

　　4.7　　 朝日　　　カジノ解禁へ初会合　有識者会議、夏までに提言

　　　　　　毎日　　　＜ギャンブル依存症＞自公が与党ワーキングチーム設置

　　4.8　　 北海道　　依存症対策　カジノありきではない

　　4.11　　各紙　　　大阪万博　閣議了解（ＩＲカジノは触れず）

　　4.12　　時事　　　超党派で依存症対策法案＝今国会成立目指す―カジノ推進議連

　　　　　　産経　　　自民党の岩屋毅カジノＰＴ座長「幅広い政党で」　カジノ解禁へ超党派で依存症対策法案提出を模索

　　4.13　　ﾌｨｽｺ　　　カジノ施設など統合型リゾートの実現へ始動、ＳＭＢＣ日興証券（花田浩菜）

　　4.14　　＜当会　会報第５３号発行＞

　　4.15　　ﾋﾞｯｸﾞｲｼｭｰ（309号）　こわされる人間　ギャンブル障害

　　4.18　　産経　　ギャンブル依存症対策法案、今国会成立目指す方向で一致　自公がＷＴ初会合

　　　　　　秋田さきがけ　　（社説）ギャンブル依存症―実態把握し対策を急げ

　　4.19　　日弁連　　第３回カジノ解禁推進法に関する意見交換会　開催

　　4.21　　ｲﾐﾀﾞｽ　　 カジノ解禁の危うい皮算用　国民全体をギャンブルに巻き込むビジネスモデル　（鳥畑与一）

　　4.22　　毎日　　　大商　ＩＲ構想に反対意見根強く　役員が議論

　　　　　　福井　　　カジノ対策　依存症の実態把握が先だ

　　4.23　　西日本　　依存症　深刻に受け止めて対策を

　　4.24　　長崎　　　佐世保・長崎両市民　カジノ｢誘致すべき｣２割　ギャンブル依存懸念根強く

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会